

まず最初に知ってほしいこと



家のこと

「記録」と「乾燥」を意識



記録

被害の様子を記録（写真）に残す
清掃・片づけの前に記録してください



罹災証明書（市役所）や保険金（保険会社）を申請・請求するときに役立ちます



乾燥

乾燥させることが重要

床下や壁の裏に水・泥が入り込んでいないか確認してください



詐欺業者に注意

依頼する前に相談を！



訪問や電話をしてくる人や、
見積りを出さない人は
要注意！



依頼する前やお金を払う前に、
周囲や消費生活センター、
弁護士に相談してください
**お金を払ったら取り返すの
は難しいです**



レッカー詐欺や
被災家具運搬詐欺
もあります

不当に高額な費用や
キャンセル料を請求

今後の流れ

生活を建て直すために、利用できる支援制度の活用を！

① 連絡するところ



保険会社

火災保険に水災補償が
ついている場合
→ 保険会社が調査に来ます



市役所

罹災証明書を
申請してください
→ 市役所が調査に来ます



社会福祉協議会 （ボランティアセンター）

清掃・片づけや廃棄する
物の搬出の手伝いを頼ん
でください



工務店さん

家の状態を見てもらって、
修理する箇所や方法と
修理費用（見積り）を教えて
もらってください

※頼める工務店さんがすぐに見つ
からなくても焦らずに！

② 罹災証明書について

家の被害の程度を公的に証明する書類
です

区分



全壊



大規模半壊



中規模半壊



半壊



準半壊



一部損壊

準半壊以上：「住宅の応急修理制度」が
使えます
※市が業者さんと契約して、市が業者さん
に修理代金を支払う制度です

半壊以上：ご自宅に住み続けることが困難
な状況であれば、仮の住まいとして「応急
仮設住宅」に住むことができる可能性があ
ります
※今後市が公表する情報を確認してくださ
い



注意：原則として「住宅の応急修理
制度」と「応急仮設住宅」の両方を
利用することはできません。

③ 順序の例

① 罹災証明書を申請する



② ボランティアさんに家の片づけを 手伝ってもらいながら、工務店さんに 家の状態を見てもらい、修理の方針を考える



③ 罹災証明書を受け取ったら 見積書を持って市に連絡し、 応急修理制度や 応急仮設住宅について相談する

